

新発田市監査委員公表第1号

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

財政援助団体等に対する監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月13日

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 板 垣 功

財政援助団体等の監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和5年度財政援助団体に対する監査を、新発田市監査基準に準拠し実施した。

1 監査を実施した者

監査委員 坂上徳行
監査委員 板垣功

2 監査の種類

財政援助団体の監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

新発田市農業サポートセンター運営協議会

(2) 監査対象補助金

令和4年度新発田市農業サポートセンター運営協議会負担金

(決算額 1,800,000円)

令和5年度新発田市農業サポートセンター運営協議会負担金

(負担金額 1,658,000円)

4 監査の実施内容及び着眼点

監査の実施に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、以下の項目を監査の着眼点として実施した。

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は、適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果をあげているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適切か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金がある場合において、その返還時期等は適切か。

5 監査の実施場所

新発田市役所別館 行政委員会室

6 監査の実施期日

令和5年12月8日

7 監査の方法

監査開始前に新発田市農業サポートセンター運営協議会から業務の概要について説明を受けた後、あらかじめ提出された監査調書に基づき、市の補助金に関する諸帳簿類の監査を行うとともに、必要に応じ関係職員からも説明を求めて実施した。

8 監査の結果

負担金は、補助目的に沿って執行されているものと認めたが、事務手続において、以下のとおり適正を欠く事項が見られた。

(1) 会計処理について

令和4年度予算における繰越金の赤字計上や令和4年決算で支出額が負担金を下回るなど、また、伝票の審査において会計処理規程上、適正に処理されていないものが見受けられた。

会計処理規程に基づき適正に事務を進めるとともに、今後も精査し、更なる事務の透明性に努められたい。

なお、上記、事項を確認するため、令和5年度の決算書を提出すること。